

第75号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の維持管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月24日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

- 1 事故発生日時 令和2年5月15日（金）午後0時50分頃
- 2 事故発生場所 蒲郡市水竹町西清水川地内
市道東清水川東川原2号線路上
- 3 損害賠償の相手方 蒲郡市鹿島町西郷6番地
遠山 ゆかり
- 4 事故の状況 上記日時及び場所において、相手方の軽乗用車が市道の横断側溝にあるグレーチング上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、相手方車両の左前輪に巻き込み、相手方車両は、左前輪等を損傷した。
- 5 損害賠償額 957,680円

提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。